

様式第 1 号

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	担当課
				着手	※ 1 再評価	完成			
1	道路事業 諸塚高千穂線 椎屋谷工区	高千穂町	L=1.35km W=5.5m (7.0m)	H23	-	H30	1,033	①	道路建設課

事後評価の結果 ※ 2

【事業の目的】

当該区間は幅員が狭い上に線形も悪く大型車の離合が困難であり、また、防災点検要対策箇所が点在し、異常気象時には交通途絶が発生していたことから、全線 2 車線での整備により幅員狭小及び線形不良区間の是正を図るとともに、災害の危険性を解消し、安全で円滑な交通を確保と地域間交流の活性化を目的として整備したものである。

【事業効果の発現状況】

当該工区の整備により、幅員狭小・線形不良箇所を解消し、走行性向上が図られた。併せて、4箇所存在していた防災点検要対策箇所を解消することで、安全・安心な交通の確保が図られた。

【事業による環境の変化や環境保全】

切土箇所や盛土箇所には法面緑化を実施しており、環境への影響は低減されている。

【施設の維持管理状況】

適正に維持管理されており、道路管理上の問題はない。

(維持管理状況)

H27 交通センサス：1,245 台/日

道路巡視（基準）：1,000 台/日以上～5,000 台/日未満 → 1 週間 2 日以上

道路巡視（実施）：1 週間 2 日実施

【今後の事業評価の必要性】

当該区間の整備により、走行性の向上及び安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、更なる事後評価の必要性はない。

【改善措置の必要性】

当該区間の整備により、走行性の向上及び安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、今後の改善措置の必要性はない。

【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】

特になし。

総合評価	特記事項
事業効果が認められる。	特になし。

(対象理由)

①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業

②再度、事後評価の必要があると判断した事業

※ 1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。

※ 2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。